



2025年6月23日

各 位

会社名 株式会社 フ コ ク
代表者 代表取締役社長 大城 郁男
コード番号 5185・東証プライム
問合せ先 執行役員管理副本部長
中津川 徳雄
(TEL 048-615-4400)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2025年6月23日付で関東財務局に提出いたしました2025年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨記載いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、当社連結子会社である上海フコク有限公司(以下、「当該子会社」といいます。)における月次の財務資料の分析過程で、その予実に着しい乖離があることを認識し、内部調査を実施した結果、当該子会社において、出納事務担当者である従業員(以下、「当該従業員」といいます。)による同社資金の着服の疑義が生じたことを受け、2024年11月29日に、事実関係や類似する事象の有無の調査及び原因分析並びに再発防止策の提言を目的として、当社から独立した中立かつ公正な外部専門家で構成される調査委員会(以下「特別調査委員会」といいます。)を設置いたしました。

当社は、特別調査委員会からの調査報告書を2025年2月14日に受領し、当該子会社の従業員による過年度からの当該子会社の預金・現金の不正出金と着服、及びその偽装工作としての虚偽の支払費用の計上があったことの報告を受けました。具体的には、当該従業員が出納担当という職務上の立場を利用し、私的利用のために不正に出金した会社資金をあたかも正規の出金のように虚偽の帳票類で偽装し、着服を繰り返していたものです。

本件の直接的な原因は、当該子会社の立地場所による慢性的な従業員確保の課題がある中、当該従業員単独で小切手による預金の引き出しが可能となっていた等の経理プロセスにおける内部統制の機能不全、出納・記帳事務を長期間同一人物に任せていた状況、財務マネージャーや副総経理の人事の長期固定化、当該従業員の不正に対する認識の希薄さにあると認識しておりますが、その背景としては、当該子会社のガバナンス体制の形骸化、ひいては当社における

内部統制軽視の組織文化、子会社管理体制の甘さ、不正リスクに関する評価の不適切性、内部監査の手続不足等が挙げられます。

上記の原因より識別された不備が、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。当該開示すべき重要な不備の内容は次のとおりです。

(1)当該子会社の全社的な内部統制における開示すべき重要な不備

- ・ 董事会を中心としたガバナンスの形骸化
- ・ 人材配置における管理面、内部統制面の脆弱性
- ・ 不正リスクの評価及びコントロールに関する確認の不足
- ・ 日常的な業務プロセスの点検、モニタリングの不足
- ・ 不正リスク、業務プロセスに関する内部監査等の独立的評価の不備

(2)当該子会社の決算・財務報告プロセス(支払プロセスを含む)における開示すべき重要な不備

- ・ 経理に関する規程や関連手続きにおけるリスクの評価と認識の不足
- ・ 経理部門の人員配置及び業務分掌におけるリスクの評価と認識の不足

(3)当社の全社的な内部統制における開示すべき重要な不備

- ・ 内部統制に関する方針のグループ内への浸透及び体制構築の不足
- ・ 管理機能、内部統制機能の観点からの人材配置の十分性に関する検討の不足
- ・ 子会社で発生する不正に対するリスク評価の不足
- ・ 子会社に対するモニタリングや内部監査の手続きの不足

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

当該事実の判明から当事業年度末日までに改善のための十分な期間を確保できなかったため当事業年度の末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、特別調査委員会による報告の内容を踏まえ、以下の再発防止策への取り組みを進めることによって、速やかに適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

(再発防止策)

(1)当該子会社の管理体制の立て直し

- ①経理プロセスにおける内部統制の確立

- ②人事面でのリスクマネジメント
- ③不正リスク・内部統制の重要性についての教育及び研修の実施
- ④中国会社法上のガバナンス体制の強化
- (2)当該子会社における再発防止策の策定及び実施の支援・モニタリング
当社管理部門及び内部監査室による四半期毎の現地支援・モニタリング
- (3)グループ全体のガバナンス体制の改善・強化
 - ①子会社ごとの細やかなリスク評価
 - ②内部統制状況の現地検証による牽制
 - ③財務部及び経営戦略室が行う財務資料分析の深化・高度化
 - ④内部統制の確立のための関係部署による支援
 - ⑤子会社人事へのリスク評価の反映
 - ⑥当社から海外拠点に派遣するマネジメント人材に対する研修・教育の充実
 - ⑦中間的な統括管理組織(エリア本部等)の活用

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上